

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）

2 内容

職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備

目標1	所定時間外労働の縮減を維持・促進します
-----	---------------------

令和5年4月～ 所定時間勤務終了時、職場内で退勤を促進します。

令和6年4月～ 管理職を対象に、引き続き所定時間外労働の縮減に関する業務マネジメント研修を年1回程度実施します。

令和7年4月～ 所定時間外労働の多い職員については、業務内容や仕事の進め方の見直しを行い、職場全体で所定時間内業務の遂行を図ります。

目標2	出産・育児・介護に関する諸制度の有効利用を推進します
-----	----------------------------

令和5年12月～ 出産・育児・介護に関する諸制度に関するチラシ等を作成し、事業所内に周知することで職員の意識啓発を推進します。

令和6年4月～ 男性職員の育児参加について、定期的に制度を周知し、男性職員の積極的な育児休業取得を促進します。